

< 概要 >

川崎市と神奈川県は、在籍児童生徒の増加が見込まれる特別支援学校の受入枠拡充に向けて、川崎市幸区の「旧河原町小学校跡地」において神奈川県立特別支援学校を新設するための覚書を締結いたします。

1 背景及び経過

- 川崎市では、障害のある児童生徒の増加等により、市内の特別支援学校の在籍者が増加し、特別支援学校の過大規模化や過密化が進んでいます。
- 特に、川崎南部地域におきましては、今後も特別支援学校に在籍する児童生徒の増加が見込まれており、特別支援学校の受入枠拡充は、喫緊の課題となっております。
- 課題の解決に向けて、特別支援学校の設置義務者である神奈川県と協議を進めてまいりましたが、この度、川崎市幸区にある「旧河原町小学校跡地」に県立特別支援学校を設置するための覚書を締結することとなりました。

※敷地配置図は別紙①のとおり。

<参考 これまでの県との協議経過>

- 令和2年3月 『神奈川県の特別支援教育のあり方に関する検討会 最終まとめ(報告)』の公表
- 令和2年11月 県教育長の市立特別支援学校の視察及び協議
- 令和2年12月 県知事に対し市長から令和3年度の県の予算編成について要請活動を実施
- 令和3年11月 県議会本会議（代表質問）にて川崎市内の県立特別支援学校新設の方向性を答弁（教育長答弁）
- 令和3年12月 県知事に対し市長から令和4年度の県の予算編成について要請活動を実施（別紙②参照）
- 令和4年2月 県議会本会議（代表質問）にて「旧河原町小学校」の跡地を整備候補地とする旨を答弁（教育長答弁）
- 令和4年3月 『かながわ特別支援教育推進指針』の公表

2 覚書の主な内容

場所：川崎市幸区河原町1 - 3 6の一部及び1 - 4 8の一部（約1万平米）

内容：

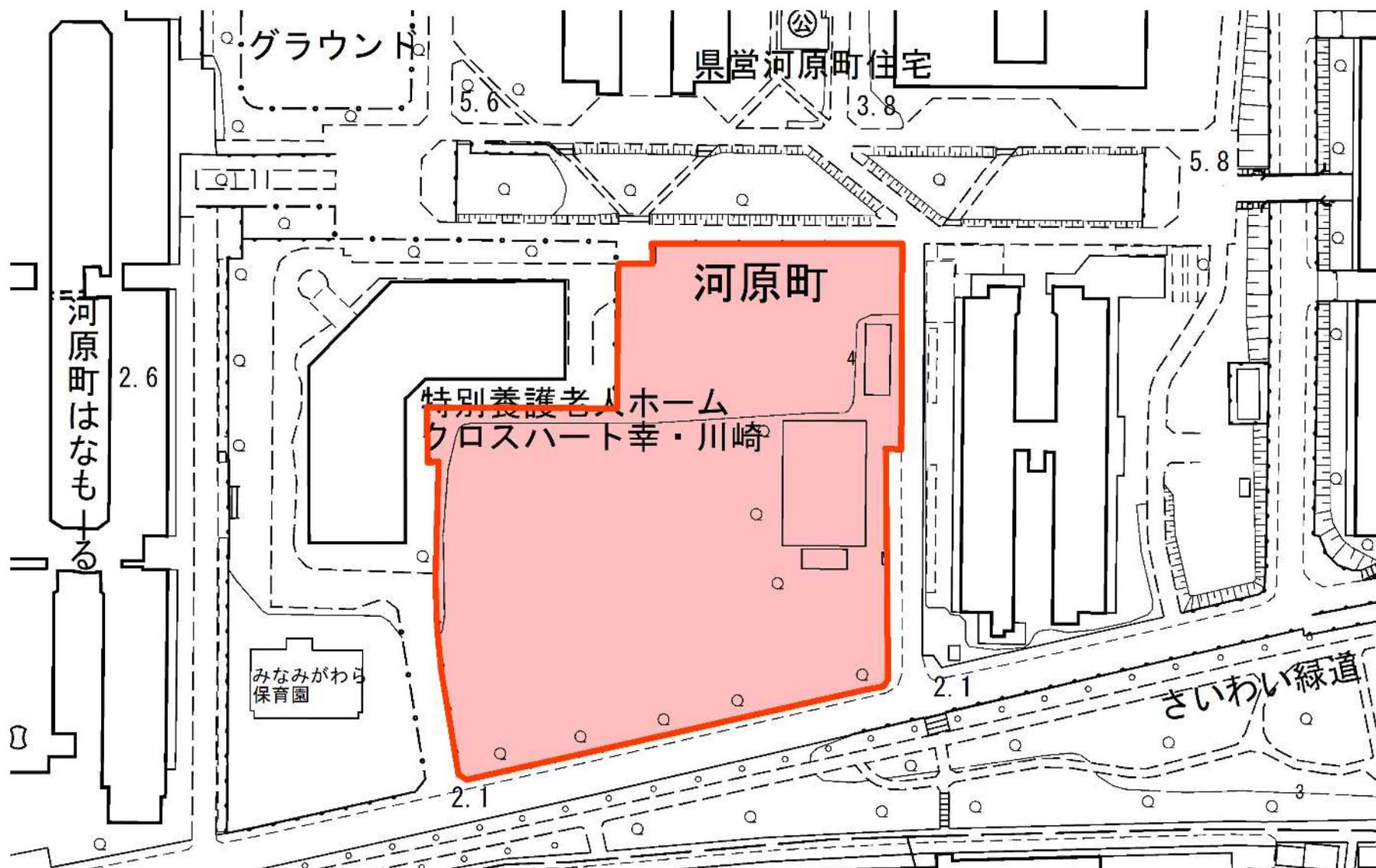
- ◆ 川崎市が所有する「旧河原町小学校跡地」を神奈川県が設置する県立特別支援学校用地として、神奈川県が使用するに当たっての合意内容を示すものである。
- ◆ 川崎市は、神奈川県に対し、県立特別支援学校設置に係る設計及び施工に要する期間として5年間、本件土地を無償で貸し付けることとし、その旨を川崎市、神奈川県の間において公有財産使用貸借契約を締結する。
- ◆ 川崎市は、神奈川県が公有財産使用貸借契約の締結に先立ち、無償で神奈川県が本件土地について測量等の調査を行うことを認める。
- ◆ 川崎市及び神奈川県は、公有財産使用貸借契約終了後の取扱いについて、本件土地と県有地との交換も視野に入れつつ協議を行い、土地使用について必要な新たな契約を締結する。

3 今後の予定

年度	予定
令和4年度	測量調査の実施（神奈川県）
令和5年度 ～ 令和9年度	設計・工事の実施（神奈川県）
令和10年度	開校（予定）

(別紙①)

敷地配置図



川崎市の承認を得て同市発行の都市計画基本図を複製したものです。承認番号（川崎市指令ま計第93号）

(別紙②)

「令和4年度 県の予算編成に対する要請書」(抜粋)

特別支援学校の受入枠の拡充について

【川崎市・横浜市共通項目】

■ 要請事項

特別支援学校の過大規模化・過密化が進む川崎市において、県立特別支援学校の新設などにより、特別支援学校の受入枠を拡充すること。

■ 要請の背景

- 特別支援学校の設置義務は、学校教育法第80条により県にあります。
- 現在、市内には、市立特別支援学校が4校あります。また、県立特別支援学校は3校あり、川崎市の児童生徒だけでなく横浜市の児童生徒も在籍しています。
- 近年、本市では、障害のある児童生徒の増加等により、特別支援学校及び小中学校特別支援学級の在籍者が増加し過大規模化や過密化が進んでいます。特別支援学校においては受入枠が限界に達し、重度の障害のある児童生徒が小中学校の特別支援学級に在籍するケースも増加していることから、充実した指導が困難な状況です。
- 文部科学省においては、慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、「特別支援学校設置基準」が制定されました。
- 県が令和3年3月に公表した「かながわ特別支援教育推進指針(仮称)(素案)」では、川崎南部・横浜東部地域について、「県立特別支援学校の新設や既存の県立特別支援学校の増改築などを検討することにより、小学部から高等部までの知的障害教育部門、肢体不自由教育部門の受け入れ枠を拡大する」と示されています。
- 本市としても、課題解決に向けて、県とより一層連携して、特別支援学校の整備について取組を進めていきたいと考えています。
- 県においては、特別支援学校の新設など課題解決の方向性を具体的に示すとともに、川崎市と十分に協議をし、県と市が連携してスピード感をもって受入枠拡充に向けた取組を進めることを要請します。

■ 県と市の法的権限・役割分担

- ・特別支援学校の設置義務は、学校教育法第80条により県にある。
- ・川崎市は、これまで養護学校(現・特別支援学校)の義務化の前から県に先んじて養護学校を整備するとともに、特別支援学級の全校設置や通常の学級との交流など、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、着実に取り組んできた。

■ 市内の実態

1 市立特別支援学校の在籍者数推移



2 小・中学校特別支援学級の在籍者数推移

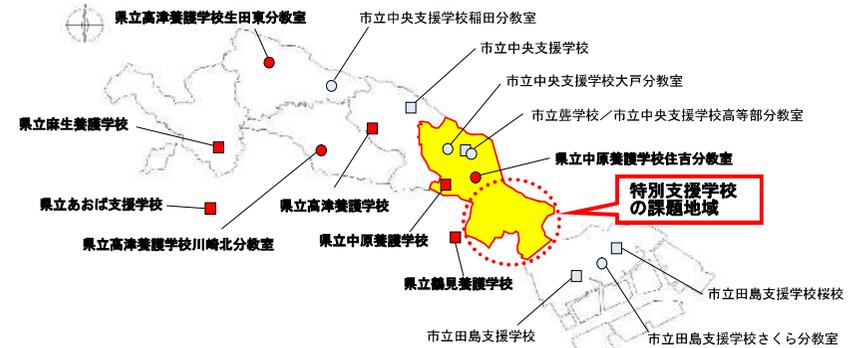


- ・川崎市においては、市立特別支援学校及び市立小・中学校の特別支援学級の在籍者が大幅に増加
⇒今後も増加傾向は継続する見込み
⇒早急に特別支援学校の受入枠の拡充が必要

<県に求める事項>

- ◆特別支援学校の新設など課題解決の方向性を具体的に示すこと
- ◆川崎市と十分に協議をし、県と市が連携してスピード感をもって取組を進めること

【特別支援学校の配置図(令和3年5月1日現在)】



この要請文の担当課/教育委員会事務局学校教育部指導課 TEL. 044-299-0365